

令和 5 年度船橋市地域福祉計画推進のための提言
及び提言に対する回答

令和 6 年 12 月

船橋市地域福祉計画推進委員会

■はじめに

令和4年4月からスタートした第4次地域福祉計画も、令和6年を迎え、その浸透と実践が見えてくる時期となりました。いわゆる福祉分野の上位計画としての役割がどれだけ担えているかも課題の一つとして考えられる時期でもあります。

今回の提言は、総体的なものとして、「重層的支援体制整備事業」のような重要な施策に限らず、「見えない弱者」に対する支援体制や、「公助」の在り方などが含まれています。これらは、地域福祉に関する施策が行政施策の方向性の決定に大きく影響するものと考えてのことです。

さらに、制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることを目指した施策の展開についても、前回同様に触れられています。

これらを合わせ、地域福祉が持つ本来的な地域住民同士の支え合いが、船橋市の福祉施策全般において重要な部分を占めていることを念頭に、今後の展開を期待するものです。

令和5年度船橋市地域福祉計画推進のための提言

■公助について

<行政に対する総体的な提言>

- 1 見えない弱者に対する取り組みについて
- 2 重層的支援体制整備事業について
- 3 今後の公助のあり方について

<個別事業に対する提言>

- 1 自主防災組織の育成について・・・・・・・・・・危機管理課・自治振興課
- 2 地区社会福祉協議会活動拠点整備事業について・・・・・・・・地域福祉課
- 3 健康ポイント事業について・・・・・・・・・・地域保健課
- 4 地域包括支援センター運営事業について①・・・・・・・・地域包括ケア推進課
- 5 地域包括支援センター運営事業について②・・・・・・・・地域包括ケア推進課
- 6 地域ケア会議等の開催について・・・・・・・・地域包括ケア推進課
- 7 認知症サポーター養成講座事業について・・・・・・・・地域包括ケア推進課
- 8 学習支援事業について・・・・・・・・・・こども家庭支援課
- 9 ふなばし市民大学校運営事業について・・・・・・・・社会教育課
- 10 スクールガード事業について・・保健体育課（児童・生徒防犯安全対策室）

■共助について

<共助に対する総体的な提言>

- 1 現役世代の取り込みについて
- 2 相談支援の推進について

<個別事業に対する提言>

- 1 ボランティアの確保・充実について
- 2 災害時における支援体制の構築について
- 3 ふれあい・いきいきサロン事業について
- 4 ミニデイサービス事業について
- 5 福祉まつり事業について

■ 公助について

<行政に対する総合的な提言>

1 見えない弱者に対する取り組みについて

地域の福祉事業に携わる方々の、これまでの長年の努力の結果、自分の力で支援を求めて手を挙げられる人や、入手可能な個人情報のデータから見つけ出すことができる人は、手厚い支援を受けられるようになりました。

しかし、自分の力で支援を求めて手を挙げられない人や、入手可能な個人情報のデータから見つけ出すことができない人は、手厚い支援から漏れてしまっていて、受けられる支援の格差が拡大しています。この「見えない無言の弱者」を、「積極的に見つけ出す」ための強力な取り組みを期待します。

【回答】

国では、社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況であり、孤独・孤立の状態は「健康上の様々なリスクや自殺念慮、自傷行為への大きな因子、日常生活における様々な経済的・社会的活動の意欲減退」に影響があるとの研究結果があることから、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が初めて任命され、重点計画の策定などの取組が行われています。令和6年4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行され、市町村においても孤独・孤立対策に取り組む責務ができました。

「見えない無言の弱者」もまた、孤独・孤立の状態にあると考えられます。重層的支援体制整備事業の実施によって、相談に結び付けば、そのような方に対しても相談事をすべて受け止め、解きほぐしを行い、関係課が協働し支援に繋げていく体制を整備できていますので、そのような方を積極的に見つけ出す取り組みについても併せて検討してまいります。

2 重層的支援体制整備事業について

相談支援、参加支援、地域づくり支援の3つの支援を通して地域の問題が浮き彫りになる場だと考えます。

特に、どの制度にも対象とならない困りごとを抱えた人にとって相談支援は大切かと思えます。

支援に関わる人や職員が地域に出て、現場で起きていることを目で見えて感じて個人のレベルアップに繋げる業務、支援となることを期待します。

【回答】

昨今の社会情勢の中で、複合化・複雑化した支援ニーズに対応するための事業として重層的支援体制整備事業が創設されました。これにより、高齢・障害・こども・生活困窮など、どの分野にも属さない制度の狭間に陥っている相談者についても伴走支援できるものと考えております。

相談者の支援には、地域で活動されている団体等の協力が欠かせない事例もあると思われまますので、個別事例の支援を通じて、地域住民や地域活動団体等の支援関係者との対話・交流を図り、現場で起こっていることを感じ取り、相談支援業務における職員の資質向上が図れる事業にしていきたいと考えております。

3 今後の公助のあり方について

「利用者の立場に立った、分かり易く迅速な支援」に向けて、「断らない相談支援（本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援）」や「重層的支援体制整備事業の創設」が行われ、公助の大きな前進が見られています。

一方で、令和5年度の船橋市予算総額(223,900,000千円)に対する民生費は、103,707,800千円と高額で、全体の46%を占め、年々、増加傾向にあります。

また、年金、健康保険、介護保険等の社会福祉に対する市民の負担も増加しています。

社会福祉サービスを受ける人が増加し、福祉サービスの充実が進められる一方で、社会福祉サービスを受けなくて、その原資を賄っている若い世代の不満が高まっています。

このままでは、現在の若い世代の人々は、将来、現在のような福祉サービスを受けられなくなるかも知れません。

第4次地域福祉計画の中で「重層的支援体制整備事業の創設と確立」を図った後に、次の第5次地域福祉計画の中で、「公助の組織の改革と効率化」「地域ボランティア活動の活性化に向けた抜本的な改革と、社会福祉活動への効率的な活用」というような公助コスト削減の取り組みも行うべきだと思います。

【回答】

令和6年度船橋市の一般会計の当初予算総額（235,250,000千円）に対する民生費は、114,567,800千円で、一般会計全体の48.7%を占めている現状で、令和5年度予算から10,860,000千円増加しているところです。

現在の第4次地域福祉計画では、「地域共生社会の実現」を目指し「包括的な支援体制」を整備するために「重層的支援体制整備事業」の取り組みを令和5年度から開始いたしました。

「包括的な支援体制」を整備することにより、個別性の高い支援ニーズに応じたインフォーマルな社会資源の開発・発掘が進められ、提供できる社会資源が増加することが見込まれますので、地域における将来的な支援ニーズの変動に対応が可能となると考えています。

また、第5次地域福祉計画においては、策定のためのアンケートを予定しておりますので、結果を踏まえつつ、安定的な福祉支援策を維持できるような取り組みについても検討してまいります。

<個別事業に対する提言>

1 自主防災組織の育成について

危機管理課・自治振興課

町会・自治会は担い手が減少し、活動が衰退しつつあります。

地域活動に率先して取り組んできた地域のリーダーたちは高齢化し、老人クラブも婦人会も子供会も活動が出来ない状況です。地域の商店会も消防団も活動が衰退してきています。

立派なお屋敷が取り壊され、マンションや分譲住宅が建ち、若い夫婦が転居してきます。転居してきた若い共働きの夫婦は、町会・自治会活動に関心が低いですが、災害時に自分の生活に直結する防災活動には関心があります。

これを逆手に取って「地域の防災活動を、市と地域が連携して強力に進めながら、若い共稼ぎ夫婦たちを、少しずつ地域活動全般へと取り込み、新しい世代による町会・自治会活動を目指す。」のはいかがでしょうか。

このためには、現状の町会・自治会の自主的な活動を活かしながら、さらに市からの働きかけを期待します。

【回答（危機管理課）】

まず、自主防災組織の結成については、毎年、町会・自治会及びマンション管理組合に対して、自主防災組織補助金の案内や自主防災組織結成促進のリーフレットを送付するほか、自主防災組織活動の好事例をSNS等で発信し、自主防災組織の結成や活動の促進に努めているところです。

また、ふなばし市民まつりなど、若い世代も参加するイベントにおいて、地震体験車等を活用した防災啓発も行っております。

ご提言いただきました内容については、今後の防災啓発を行う際の検討材料とさせていただきます。

地域住民の方の町会・自治会への加入率や団体の解散により、自主防災組織の結成率の向上が難しい状況でもあることから、町会・自治会を所管する自治振興課とも連携して、引き続き地域防災力の向上に取り組んでまいります。

【回答（自治振興課）】

市といたしましても、若い世代をはじめ、様々な人が町会・自治会活動に参加することが望ましいと考えております。

若い世代等の加入につきましては、例えば町会自治会加入促進チラシ「いいね！船橋市の町会自治会」を若い世代向けにリニューアルしたり、市役所の各転入手続きの際や母子手帳配付時、小中学校入学時などにチラシを配付するなど町会・自治会を知っていただく機会を増やし周知に努めているところです。

今後も引き続き、町会・自治会等が持続的に活動できるよう、自治会連合協議会とも話し合いながら活動の支援等を図ってまいります。

2 地区社会福祉協議会活動拠点整備事業について

地域福祉課

船橋市内24コミュニティに地区社会福祉協議会が配置され、地域福祉の活動が活発に行われています。

地区社会福祉協議会の多くは、事務所が地域の活動拠点である公民館に配置され、地区社会福祉協議会の事業を開催する時の参加者の通いやすさや、地区社会福祉協議会の事務局員が準備に際し必要な資材を運ぶ距離が短くて済むなど恩恵を受けています。

公民館に事務所が配置されていない地区の事務局員は、上に挙げたような恩恵が受けられず、苦勞されている部分もあるかと思えます。

諸般の事情が考えられますが、公民館内に地区社会福祉協議会の事務所が配置されて、地域福祉の活動が活発になり、事業参加者の増大につながることを期待します。

【回答】

船橋市では市社協に地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金を交付することにより、地区社協による地域ぐるみの福祉活動の活性化を図り、共生社会の実現に寄与することを目的とし、補助金を交付しております。

地区社会福祉協議会事務所は概ね公民館内・公民館敷地内に設置されていますが、公民館の改修工事等の事情により別の拠点に設置されている場合もございます。

また、公民館に足を運ぶことが難しい方等に地区社会福祉協議会を利用していただくため、地区社会福祉協議会分室を設置している地区もございます。地区社会福祉協議会分室でもミニデイサービスやふれあいサロン等の事業や福祉相談が実施されております。

今後も、地区社会福祉協議会を市民の皆様が利用しやすい場所に設置し、地域福祉活動が活発化されていくように検討を続けてまいります。

3 健康ポイント事業について

地域保健課

健康寿命を延ばすための事業と認識しておりますが、運動している人だけではなく、現在運動をしていない方が運動をするきっかけになるよう、多くの市民に対して周知していくことをお願いします。

【回答】

運動習慣がない人などより多くの市民に健康ポイントを広く周知するため、市と包括連携協定を締結している事業者の協力を得て、商業施設でのポスター掲示や店舗窓口でのチラシ配布など、より多くの人目に触れるよう周知します。また、健康づくり課の船橋市健康スケール結果通知や健診結果の送付の際、健康ポイントの案内を掲載するなど様々な機会を通じて周知に努めます。

4 地域包括支援センター運営事業について①

地域包括ケア推進課

高齢化が進む中、日常生活において不便を感じたり、困り事が出来たり、ご近所で気になる事柄が発生するなど、多様な事案に迅速に対応し、素晴らしい成果を残して、地域住民の手助けとなっているのが各地域にて活動している地域包括支援センターです。

同様の活動を在宅介護支援センターにも実施していただいておりますが、規模の大きさや専門職の配置数など違いがあります。

市内5ブロックには市直轄の南部・西部・中部・東部・北部に地域包括支援センターがありますが、市内は24地区コミュニティがあり直轄を除くと、地域包括支援センターが9カ所、在宅介護支援センターが15カ所です。

困難な問題と存じますが、在宅介護支援センターを地域包括支援センターに昇格して地域住民の安心・安全に生活出来る生活環境の確保をお願いします。

【回答】

高齢者人口の増加に伴う相談件数の増加や相談内容の複雑化・複合化に対応するため、地域包括支援センターの機能強化を推進していく観点から、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「現計画」という。）期間において、法典地区と豊富・坪井地区の既存の2つのセンターにサブセンターを設置します。

サブセンターを設置することで、市民の利便性向上やセンターのアウトリーチ力のさらなる向上を図ります。

一方、在宅介護支援センターから地域包括支援センターへ移行する地区は、現計画にはありませんが、今後の状況を勘案し、相談支援体制を検討してまいります。

5 地域包括支援センター運営事業について② 地域包括ケア推進課

自分の民生委員・児童委員としての活動の経験から、見守りや支援活動で一度面識を持った方は、その後は気軽に相談を投げかけてくれます。紙とITによる事業内容の情報発信も重要ですが、下記の「顔の見える情報発信」を提案します。

① 顔の見えるパンフレット

事業内容を紹介するパンフレットに、自分の地域を担当する包括支援センター、在宅支援センターのメンバーの顔写真と自己紹介を掲載します。

② 民生委員・児童委員の見守り活動との連携

民生委員・児童委員の見守り活動時に、包括支援センター、在宅支援センターのメンバーも同行して頂き、面談して口頭にて活動内容を伝えます。

【回答】

地域包括支援センター・在宅介護支援センターは、民生委員・児童委員の皆様をはじめとした地域の支援者の皆様と顔の見える関係性を構築することが非常に重要なものであると認識しています。

地域包括支援センター・在宅介護支援センター職員は、地域ケア会議を開催するほか、各地区民生委員児童委員協議会等の各地域団体の活動に参加するなどして、日ごろより顔の見える関係性の構築に努めています。

また、状況に応じて民生委員・児童委員等と共に高齢者のお宅を訪問し、必要な支援につなげるなど日頃より連携を図っています。

いただいたご提案も含めまして、引き続き地域の支援者の皆様と顔の見える関係性を構築できる活動を検討してまいります。

地域の各種団体が参加し会議を開催していただいているが、困りごとを抱えた方の課題を解決するには、多くの支援者の協力が必要になると思います。

より多くの関係者でネットワークづくりができるような地域ケア会議のあり方、内容等について検討していく必要があるかと思えます。

【回答】

ご指摘のとおり地域においてその人らしい生活を継続するには、多くの支援者の方々の協力が必要不可欠です。

現在地域ケア会議には、民生委員や地区社会福祉協議会、生活支援コーディネーター等の地域の支援者のほか、医療や介護の専門職、地域によっては弁護士や司法書士など様々な方にご参画いただいております。

また、地域の支援者団体と地域ケア会議の構成員による交流会を行うなど、顔の見える関係づくりに取り組んでいる地域もございます。

引き続き、地域の実情に応じて、支援のネットワークを広げていくことができるよう会議のあり方を検討してまいります。

7 認知症サポーター養成講座事業について 地域包括ケア推進課

高齢化が進む中、社会では様々な環境変化に対応しています。

防災無線から、行方不明者の安否情報が頻繁に放送され、地域でも認知症による徘徊等の問題が多く発生しています。

認知症サポーター養成講座が、市内の小中学生や職員に開催されている事は素晴らしい事業だと思います。

地域でも開催されていますが、認知症サポーターの存在がまだまだ知られていないのが現状です。

地区社会福祉協議会や町会・自治会で開催され認知症の現状と対応について、多くの方が知識を共有して欲しいと願います。

また、現在は有償化されたとのことですが、カバンなどに付けおくことで、いざという時に他のサポーターや支援団体と連携して認知症の方を支援することができると思うので、講座受講後のオレンジリングの無償配布もお願いします。

【回答】

認知症サポーター養成講座は平成 18 年度より開始しており、令和 6 年 4 月 1 日現在市内にて延べ 10 万人を超える方に受講していただきました。出前講座として開催を希望される 5 名以上の町会・自治会・企業等の団体に対して、無料で講師派遣をしておりますので、チラシ配布等にて周知を図ってまいります。

オレンジリングにつきましては、当事業の全国的な事務局を担っている全国キャラバン・メイト連絡協議会より、受講者へのグッズとして無償配布されておりましたが、令和 3 年度より、「オレンジリング」に代え、「認知症サポーターカード」(自治体にて費用負担し作成)を無料配布するよう通達がありました。

理由といたしまして、オレンジリングは認知症サポーターの目印にとどまらず、認知症の正しい理解の象徴として周知され一定の役目を果たしてきました。また、

- ①認知症の人に必要な際に提示して安心してもらえよう、より携帯しやすい形状にすること
 - ②認知症サポーターとしての心得を常に振り返ることができるようにしておくこと
 - ③地域性や創意工夫を生かしたものとすることで、認知症サポーターが地域の一員としてより身近に感じられる効果が期待できること
- との観点から、認知症サポーターカードの配布となり、オレンジリングは有償

グッズへ変更となった経緯がございます。

引き続き、認知症サポーターカードが認知症サポーターの、新たな証になりえるよう、周知・普及に努めてまいります。

また、令和6年1月1日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく市町村認知症施策推進計画の策定を検討しており、さらなる認知症施策の強化、充実を図る所存でございます。

学習支援事業が、更に順調に進んでいることを嬉しく思います。

最近地域の中で、小学校低学年の児童が不登校になり、勉強に遅れが出てしまっているのではないかと、親御様から相談を受けることがあります。

時代の流れとともに、生活困窮世帯だけではなく、様々な支援を必要とする子どもたちが増えてきているように思います。

学ぶことの大切さ、学習習慣の定着など、子どもたちの居場所・相談できる場として、学習支援事業がさらに充実することを期待します。

【回答】

本事業は、生活困窮世帯の中学生に対し、将来的な自立を促進できるよう、継続的な学習支援により、学習習慣の定着・学習意欲の向上を目指すほか、講師との対話を通じた関わりを通じて信頼関係を築くことで、学校や家庭以外の居場所の提供を図っています。その中で、家庭環境や学校生活で困り事などがある子どもに対しては、その悩みに寄り添い、必要に応じて関係機関との連携を図り、適切な支援につなげるほか、保護者からの養育や進学、進路に関する相談にも応じてまいりました。

今後も、引き続き、事業を継続していくとともに、生活困窮世帯以外の子どもたちの学習習慣の定着やその居場所等については、関係各課と協議しながら、必要な支援につなげてまいります。

ボランティア学科の卒業生をボランティア活動につなげる方策を考えていただきたい。

【回答】

ふなばし市民大学校では、学生の修了後のボランティア活動へ対する意識を高めるため、カリキュラムの後半に学生から今後どのようなボランティア活動等に取り組むか発表する授業を設けております。

また、船橋市のボランティア活動における現状を理解するとともに、修了後のボランティア活動へのきっかけづくりを目的としてボランティア体験実習を行っております。その際、学生がボランティア体験に参加しやすいよう、地域活動団体の紹介のため、実習受入団体プレゼンテーションを実施しています。

実習受入団体プレゼンテーションについて、令和5年度までは、1日での実施としていましたが、令和6年度は、学生が参加しやすいよう2日間にわけて実施し、地域活動団体と学生の接点が増えるよう変更します。

今後も、毎年のカリキュラム編成において、修了後のボランティア活動につなげる方策を検討してまいります。

10 スクールガード事業について 保健体育課（児童・生徒防犯安全対策室）

スクールガード等の地域のボランティア活動は、積極的に参加している一部の方々に負荷が集中していることから、活動の広がりを阻害していると思います。

P T Aや民生委員・児童委員や町会・自治会等に広く活動への参加を呼びかける際には、もっと気軽に参加できるようにするために、例えば、毎日ではなく曜日を決めて順番に参加していただくなど、負荷の軽減・平等化を図るといったのはいかがでしょうか。

【回答】

スクールガードの方には、子供の不審者被害を抑止することを目的とするボランティア活動にご協力いただき、日頃より大変感謝しております。

スクールガードの募集を呼びかける際には、手軽に参加できるよう、出勤するときに途中まで子供と一緒に歩いて見守る、犬と散歩をしながら見守る、下校時間に合わせて買い物に行きながら見守る、ジョギングやウォーキングをしながら見守る等の「ながら見守り」を推進しています。

また、活動は定期的でなくても構いません。週に1回や月に1回など、活動できるときに、できる範囲でお願いしています。

令和4年3月末時点で3,830人だった登録人数は令和6年3月末時点で4,555人となり、増加傾向にあります。今後、さらに多くの方に参加してもらえるよう、「ながら見守り」を周知してまいります。

■ 共助について

〈共助に対する総体的な提言〉

1 現役世代の取り込みについて

社会福祉協議会

共助の観点から必要とされる取り組みについて、全体的に全うされていると思います。

今後、高齢化等が進む中で、いかに現役世代のボランティアや参加者を取り込むかが課題となってくると思いますので、現役世代を取り込む仕組みの構築を望みます。

【回答】

現在、ボランティア活動をする方の高齢化、若い世代や新たな担い手の不足、コロナ後の参加者・ボランティアの減少などが課題となっておりますが、現役世代も含め幅広い世代が楽しんでいただけるような事業内容の充実、PTA、学生、企業等との連携を通じて、若い世代も積極的にボランティア活動に参加していただけるような取り組みなどについて検討してまいります。

社会福祉協議会の末端の活動を担うのは、民生委員・児童委員、自治会役員、地域ボランティア等の人々ですが、同一の人が、民生委員・児童委員、自治会役員、地域ボランティアを兼任しているのが実情で、さらに、どこの団体も成り手不足であり、現任の役員の負担が高まっています。

社会格差の拡大、中間層の激減、働き続ける高齢者等を背景に、「全くの無償で社会奉仕を行える人々」の数は減少を続けています。現状のままでは、地域ボランティアの参加者数の増加は困難と思われるます。

地域ボランティアの参加者数の増加の為に、現在の地域ボランティアの基本理念である「他の人の為に働く」だけではなく、「他の人の為に働き、自分の為にもなる」という観点も加えるのはいかがでしょうか。

【回答】

ボランティアの確保については、活動される方の高齢化や若い世代や新たな担い手が不足している状況であり、ライフスタイルや社会情勢の変化、価値観の多様化など、様々な要因が考えられます。

地区社協が実施するミニデイサービスやたすけあいの会などのボランティア活動は、ボランティアがこれまで培ってきた知識や経験を活かすことができる「活躍の場」であるとともに、新たな知識や体験を得ることができ、自己成長や自己肯定感の向上にも寄与しているものと思われるます。

今後より多くの方にボランティア活動に関心をもっていただけるよう、上記のようなボランティア活動の魅力について、引き続き情報発信等に努めてまいります。

〈個別事業に対する提言〉

1 ボランティアの確保・充実について 社会福祉協議会

ボランティアの育成、確保のきっかけ作りが学校や子供達に向けられているメニューが多いですが、若年層、中高年層に目を向け、ボランティアに興味、関心のある人に参加していただく研修や体験等を通し、新たな担い手の発掘に繋げることも大切かと思えます。

プログラムや研修内容を工夫し、発信していくことを望みます。

また、中高年層は得意な分野や能力を活かし、役割をもって活動できれば地区社会福祉協議会の事業のボランティアとして定着し、事業の拡大につながるかもしれません。

【回答】

若年層や中高年層のボランティアの確保については、ライフスタイルや社会情勢の変化、価値観の多様化などの様々な要因により、思うような協力を得づらい状況となっておりますが、幅広い世代にボランティア活動に関心をもつていただき、得意分野や知識を活かして地域で活躍できる機会を提供できるよう、プログラムや研修内容の充実に努めてまいります。

大規模災害は、いつ発生してもおかしくない状況にあります。

ボランティアセンターの立ち上げ訓練も大切ですが、有事の際は隣近所のつながりが必要不可欠となります。

それには、日頃から各地域・ブロックごとで自主防災組織や赤十字奉仕団、防災士の資格を持っている人などと一緒に訓練を開催し、顔の見える関係づくりをすることが大切だと思います。

または、安心登録カードを活用した安否確認など災害時を想定した取り組みの回数を増やすこともいいことだと思います。

有事に備えた、地域での顔の見える関係づくりに資する取り組みの検討を望みます。

【回答】

当協議会では、安心登録カード事業を通じて地域での日頃からの顔の見える関係づくりをすすめておりますが、防災訓練や災害時における安心登録カードの活用については、各地域の町会・自治会などでその取組みが異なっております。

災害時における支援体制の構築には、自主防災組織、避難所運営委員会、総合防災訓練など船橋市や関係団体の取組みが密接に関係することから、継続して市や関係団体と協議や検討をすすめてまいります。

3 ふれあい・いきいきサロン事業について

社会福祉協議会

各地区により温度差はあると思いますが、ふれあい・いきいきサロンが高齢者の方々の交流の場として利用する方が増えてきているように思います。

今後も、家の近くの町会・自治会館を利用し、少しの時間でも人との関わりを持ち、楽しく過ごして頂くよう地域での協力体制をさらに築いていかなければと思います。

【回答】

ふれあい・いきいきサロンは、子ども、高齢者、障がいのある方など誰もが楽しく交流できる場となっております。

今後も多くの方々に気軽に楽しく参加していただけるよう、地域にある町会・自治会館、集会所、その他会場などの利用について、地区社協と検討を進めてまいります。

現在、ミニデイサービス、ふれあいサロン・いきいきサロンは、高齢者の貴重な学びの場、交流の場になっています。しかし、内容が「生真面目」な物が多く、参加者は固定化の傾向があると思います。

もう少し、「普通の人々の幸せや心の豊かさ」にテーマの幅を広げるなどの工夫をして、より多くの参加者が集まる場にしていただければと思います。

【回答】

現在、各地区社協において工夫を凝らした内容でミニデイサービス、ふれあい・いきいきサロンなどの事業を開催しておりますが、ご指摘のとおり実施内容のマンネリ化や参加者の固定化などの課題もございます。

より幅広い方々に興味・関心を持っていただけるよう、スマホ講座やジェルネイル体験など、地域が行っている新しい取組みを紹介することなどにより事業内容の充実に努めてまいります。

5 福祉まつり事業について

社会福祉協議会

福祉まつりには、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会だけでなく、地域の学校、地域団体等の展示や公演もあり、地域の交流の場になっていました。

多くの来場者がみえましたが、普段から公民館を利用している方々がほとんどであり広がりを感じませんでした。

せっかく多くの方々と交流できるイベントなので、普段あまり公民館を利用していない人、社会福祉活動に関わっていない一般の人々を呼び込めるような、もっと楽しく魅力的な企画を準備して、地区社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域の学校、地域団体、その他の福祉組織・団体と地域住民との交流の場、活動を紹介する場、顔と顔をつなぐ場として、もっと活用していただきたいと思います。

【回答】

福祉まつりについては、例年、地域福祉活動に関わる関係機関・団体、学校、福祉施設など様々な方々と連携・協力して開催しており、地域住民や各団体等の交流や絆を深める機会となっております。

令和5年度はコロナを経て規模を縮小した地区などもありましたが、より幅広い方々が参加・交流いただけるよう、地域が行っている新しい取組みを紹介することなどにより事業内容の充実に努めてまいります。